■国民健康保険税　課税限度額変更のお知らせ

◉新しい税率で計算された「国民健康保険税納税通知書」を、7月15日㈬に発送します。

令和2年度税制改正により、医療給付費分が 61万円から 63万円に、介護納付金分が 16万円から17万円になります。

【令和 2年度国民健康保険税率表】

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	6.70 %	2.70 %	2.40 %
均等割	2万1,800円	1万3,400円	1万5,500円
平等割	2万1,400円	―	―
課税限度額	63万円	19万円	17万円

◎国民健康保険税は、国民健康保険の加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算され、所得割・均等割・平等割の合計額が1年間の保険税となります。

◎年間額から4～6月に支払った額を差し引いた金額を、7月～翌年3月までに、納付書または口座振替で納付していただきます。

◎年金からの特別徴収となっている世帯は、新しい税率で計算された年間額から4月・6月・8月の特別徴収分を差し引いた額を、10月・12月・翌年2月支給の年金から特別徴収します。

◎特別徴収で未納の無い世帯は、申し出により口座振替に変更できます。

■介護保険料　年間保険料額が一部軽減されます

介護保険法施行令の改正により、今年度から低所得者段階を対象に介護保険料の軽減が強化されます。

【保険料額対比表】

前年度 所得段階	前年度 年間保険料額	今年度 所得段階	今年度 年間保険料額
第1段階	2万8,400円	第1段階	2万2,700円
第2段階	4万7,300円	第2段階	3万7,800円
第3段階	5万4,800円	第3段階	5万2,900円

軽減後の新しい年間保険料額で計算された内容を、7月15日㈬発送の「介護保険料決定通知書兼納入通知書」で通知します。

■特別徴収（年金天引き）の人

新しい年間保険料額から4月・6月・8月の特別徴収額を差し引き、10月・12月・翌年2月支給の年金から特別徴収します。

■普通徴収（納付書払い・口座振替）の人

新しい年間保険料額から4月～6月に支払った金額を差し引き、7月からお支払いいただきます。

詳しくは、市ホームページや「介護保険料決定通知書兼納入通知書」に同封されているチラシなどでご確認ください。

問 税務課 市民税2係☎0256・77・8144

シルバー人材センター入会説明会

時・所◎7月9日㈭…燕勤労者総合福祉センター／◎7月22日㈬…分水福祉会館　いずれも午前10時～1時間程度

対 60歳以上の人で、毎日働くことは無理だが働く機会を得たい人、健康維持のために仲間づくりをしたい人、今までの経験や知識を活かしたい人、新しいことにチャレンジしたい人など　問 燕市シルバー人材センター☎0256・64・2483

燕市周辺でのお仕事探しなら地域職業相談室へ

■利用時間　平日　午前9時～午後4時30分　所 吉田産業会館内　内 ワークガイド（専用パソコン）を用いての仕事探し、希望する企業への紹介、お仕事探しに関する相談　問 燕市地域職業相談室☎0256・94・7055

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお困りの人へ

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報 ⟶

生活に関する相談窓口をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減ってしまい家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか。市では、「生活困窮者自立支援事業」の相談窓口を設け、お金・仕事・住宅など、生活に関することを専門の相談員がお話を聞きながら、解決に向けた提案やお手伝いをします。ひとりで抱え込まずに、まずはお話をお聞かせください。

問 社会福祉課 援護係（市役所1階24・25番窓口）
☎0256・77・8173

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料を減免します

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した人の保険料（税）の減額または免除を行います。

■減免対象

❶保険料（税）を全額免除…新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

❷保険料（税）の一部を減額…新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合

●一部減額される具体的な要件

以下の要件を全て満たした人
世帯の主たる生計維持者について

⑴事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

⑵前年の所得の合計額が1000万円以下であること

⑶収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請には収入を証明する書類が必要です。

※介護保険料については、⑴および⑵の適用の場合に該当となります。

※詳細はお問い合わせください。

国民年金保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などで収入が相当程度まで下がった場合、臨時特例による免除申請が可能です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ内の「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について」をご覧ください。⟶

■問合せ

◉国民健康保険税・介護保険料
◎税務課 市民税2係
☎0256・77・8144

◉後期高齢者医療保険料
◎保険年金課 年金医療係
☎0256・77・8133
◎新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課
☎025・285・3222

◉国民年金保険料
◎日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・003・004
◎保険年金課 年金医療係
☎0256・77・8136

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

燕市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染するなどしたために労務に服することができなかった人（給与などの支払いを受けている人に限る）を対象に、一定の要件を満たした場合に、傷病手当金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。詳しくは事前にお問い合わせください。

■問合せ

◉国民健康保険
◎保険年金課 国保係
☎0256・77・8132

◉後期高齢者医療制度
◎保険年金課 年金医療係☎0256・77・8133
◎新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課
☎025・285・3222